

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 28 年 11 月 29 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
 同 高 岡 香
 同 太 田 眞 晴
 同 土 井 りゅうすけ
 同 赤 井 かずのり

1 措置の対象となった監査の結果

平成 28 年 7 月 8 日（神奈川県公報号外第 64 号）神奈川県監査委員公表第 14 号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会を除く 20 箇所に係る 31 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 総務局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県戸塚県税事務所	平成28年2月9日（平成27年12月21日職員調査）	（要改善事項） 「法人事業税等を滞納している法人に対する出資金に係る利益配当金の差押えに関する件」 課税徴収事務において、法人事業税等を滞納している法人に対する出資金の差押えに当たり、出資金に係る利益配当金を差押えの対象としていない状況があった。 （以下省略）	要改善事項については、今後、出資金の差押えを行う場合には、利益配当金及び議決前の利益配当請求権についても、滞納額に対する債権確保の状況や利益配当金の発生時期等を踏まえて、差押えの対象としていくこととした。 なお、指摘のあった利益配当金等については、平成28年2月3日及び同月18日に差押えを行った。
神奈川県小田原県税事務所	平成28年2月4日（平成27年12月14日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったものが88件あり、そのうち旅費51件、10,200円を支給していなかった。	不適切事項の旅費については、平成28年3月4日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公用車利用時の旅行申請をチェックする仕組みを導入することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県厚木	平成28年4月	（不適切事項）	

県税事務所	1日（平成28年2月9日職員調査）	支出事務において、宅配便の発送に当たり、割安な料金単価により契約している宅配便等配達業務委託契約に定められた方法により配達依頼すべきところ、同契約の対象ではないと誤認し、一般の郵便物と同じ方法により依頼したことにより、平成27年4月から同年12月までの間、宅配便41件について支払額が合計で15,877円割高であった。	不適切事項については、契約内容の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことのないよう、契約内容について、関係職員に周知徹底を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。
-------	-------------------	---	--

監査した結果、本課の事務指導に改善の必要が認められた要改善事項

課（室）名	監査の結果	措置の内容
組織人材部行政管理課	（要改善事項） 「指定管理者制度の運用における管理物品の規定の件」 指定管理者制度の運用において、指定管理者に貸し付ける物品について神奈川県財務規則に規定される消耗品の位置付けが明確になっていなかった。 （以下省略）	要改善事項については、平成28年6月24日付けで庁内担当者向け事務マニュアルである指定管理者制度の運用に関する手引きを改正し、管理物品の位置付けを明確にするとともに、同年7月4日に開催した施設所管課の担当者向け説明会において周知した。

(2) 県民局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県スポーツセンター	平成28年3月11日（平成28年1月28日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、産業廃棄物の収集運搬・処分に係る委託契約の締結に当たり、産業廃棄物の収集運搬・処分に係る契約書（契約額483,840円）に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な記載を行っていないかった。	不適切事項については、契約書作成に当たり、記載内容の確認が不十分であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則に定める必要な事項を一部記載していないかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県平塚児童相談所	平成28年4月13日（平成28年2月18日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行っていないかったものが8件あり、そのうち旅費5件、4,840円を支給していないかった。	不適切事項の旅費については、平成28年8月9日に本人に支給した。 今後は、このようなことがないよう、公務出張における所定の手続の厳守を改めて周知するとともに、職員本人及び旅行命令権者相互の確認を徹底するこ

			とにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県立おおいそ学園	平成28年2月4日（平成27年12月14日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、おおいそ学園支援向上委員会及び第三者委員会の委員に対する謝礼金延べ6名分、102,000円の支払に当たり、所轄税務署の見解を確認することなく、所得税・復興特別所得税について給与所得の源泉徴収税額表の日額表を適用すべきところを誤って月額表を適用したことにより、25,320円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、源泉徴収に関する法令の理解が不十分であったことによるものであり、誤って源泉所得税を徴収した委員に対しては、経過を説明し謝罪するとともに、追加徴収について依頼し、平成28年1月28日に不足税額25,320円を歳計外現金として収納し、平成28年2月5日に国庫に納付済みである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

（3）環境農政局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立フラワーセンター大船植物園	平成28年1月26日（平成27年12月10日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>収入事務において、督促状の発行（1件、滞納金額合計720円）に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納期限から20日以内に督促状を発行せず、また遅延して発行した督促状の指定期限を督促状を発行する日から起算して10日を経過した日以外に指定しているものがあった。</p>	<p>不適切事項については、職員の財務規則等の理解不足や収入執行状況表等の複数職員による確認が不十分だったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

（4）保健福祉局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター	平成28年2月10日（平成27年12月15日及び同月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 財産管理事務において、時間を単位とした行政財産の使用許可に当たり、建物台帳価格等に基づく1日分の使用料を徴収すべきところ、誤って1時間当たりの光熱水費等の実費相当額（定額）により使用料を算定し、さらに、減免</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 財産管理事務については、使用料計算に関する関係規定の理解及び減免の取扱いに関する理解が不十分であったことによるものであり、不足分については、平成28年1月14日に収入済</p>

		<p>の対象とならないにもかかわらず5割減額としたため、使用料1件、1,585円が徴収不足であった。</p> <p>2 物品管理事務において、庁舎トイレのバリアフリー工事に伴い設置したベビーチェア2台(帳簿価額(単価)51,429円)及びベビーシート2台(帳簿価額(単価)97,264円)について、神奈川県財務規則に基づく物品取得手続を行わず、備品台帳にも記録していなかった。</p>	<p>となっている。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、備品管理に関する理解が不十分であったことによるものであり、ベビーチェア及びベビーシートについては、平成27年12月18日付けで備品台帳に記録した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定等を確認し、備品管理に関する理解の向上を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県小田原保健福祉事務所	平成28年3月30日(平成28年1月14日及び同月15日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、後納郵便料の執行に当たり、神奈川県財務規則に反して、支出負担行為及び支出命令について、所長決裁とすべきところ副所長の専決として処理していた。</p>	<p>不適切事項については、関係職員の神奈川県財務規則の理解が不十分であったこと及び決裁過程での確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立衛生看護専門学校	平成28年4月5日(平成28年1月13日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、第1実習室の改装工事(当初契約額8,067,600円)の変更契約に当たり、変更契約に伴う増額分594,000円について予算科目を「(節)工事請負費」として執行すべきところ「(節)需用費」で執行していた。</p>	<p>不適切事項については、平成26年度末間に発生した業者の破産に伴う繰越事業において、通常業務と異なる事務作業が生じ、新年度予算において工事請負費が再配当されていなかったこともあり、適用すべき節を十分に確認しないまま執行してしまったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、定期的に研修を実施するとともに、複数の職員による確認作業を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(5) 産業労働局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立産業技術短期大学校	平成28年2月17日(平成28年2月16日及び同月17日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料及び庁費立替収入の収入未済に係る督促に当たり、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかったものが3件、12,019円あった。	不適切事項については、職員の関係規定についての認識不足及び所属としての進行管理や確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、課内において関係規定の確認・徹底を行うとともに、収入進行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を構築することにより、適正な事務処理に努めることとした。

(6) 県土整備局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀土木事務所	平成28年2月10日(平成27年12月21日、同月22日及び同月24日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 利用目的が駐車場である普通財産の貸付けに当たり、貸付料の算定を誤って貸し付けていた。これにより貸付料1件、42,261円が徴収不足となっていた。 2 利用目的が駐車場の料金徴収所である都市公園施設の管理許可に当たり、管理許可内容が土地から建物に変更されたことに伴う使用料1件、8円を還付していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 普通財産貸付事務については、貸付料の算定確認が不十分であったことによるものであり、徴収不足については、平成28年1月19日に納付された。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 都市公園施設の管理許可事務については、使用料の算定確認が不十分であったことによるものであり、過大徴収分については、平成28年1月19日に還付した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県平塚土木事務所	平成28年2月12日(平成28年1月6日から同月8日まで)	(不適切事項) 契約事務において、庁用自動車運行管理業務委託(契約額2,208,708円)の契約に当たり、	不適切事項については、設計額の積算に関する理解及び確認が不十分であったことによるも

	で職員調査)	設計額の積算を誤ったため、設計額が21,600円過大のまま契約を締結していた。	のである。 今後は、このようなことがないように、関係規定を十分理解した上で積算及び確認を行うとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県藤沢土木事務所	平成28年2月2日（平成27年12月15日から同月17日まで職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 洗濯機の購入契約（契約額111,175円）に伴う既存洗濯機の排出に当たり、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）の対象機器であるにもかかわらず、県が排出者としてリサイクル料金（再商品化料金）を負担することが契約上明記されていなかった。 (2) 交通安全施設等維持管理工事清掃委託契約（契約額6,376,320円）に係る毎月の作業完了確認調書が受託者から提出された際、検査調書を作成しておらず、神奈川県財務規則に定める検査を行っていなかった。 2 財産管理事務において、行政財産（汐見台庁舎敷地2件）の使用許可に当たり、うるう年を考慮していなかったため使用料を誤って算定していた。これにより、使用料2件、8,305円が徴収不足であった。 3 庶務事務において、公務出張に当たり、人事給与システムによる所定の手続を行わなかったため、旅費25件、5,000円を支給していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、次のとおりである。 (1) 洗濯機の購入契約については、関係法令についての理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係法令の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 (2) 交通安全施設等維持管理工事清掃委託契約については、契約期間中に受託者から提出される報告書等に基づく検査の必要性について、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約期間中に受託者から提出される報告書等について、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 財産管理事務については、財産関係通知の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係通知の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

			<p>3 旅費については、平成28年4月26日に本人に支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、公務出張における所定の手続の厳守を改めて周知徹底するとともに、職員の日程を所属内で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県厚木土木事務所	平成28年3月18日（平成28年2月3日から同月5日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、庁用自動車運行管理委託（契約額2,154,859円）に伴う燃料代の平成27年4月分（25,920円）及び同年5月分（25,239円）の支払について、自主運転にかかる燃料代の按分計算を誤ったため、支出科目の内訳として「（節）需用費」が72円過大となり、「（節）委託料」で同額の不足が生じていた。</p> <p>2 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の庁費立替収入の調定に当たり、害虫駆除代に係る負担分を算定していなかったことなどのため、11件、2,135円が徴収不足であった。</p> <p>3 工事事務において、橋りょう（昭和橋）補修工事（契約額130,298,560円）の設計積算に当たり、コンクリート増厚のためのチップング工の数量算出について、撤去する既設支承部を控除すべきところ、控除することなく積算したため、設計金額が140,400円過大のまま契約事務等を執行していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、計算の誤りによるものであり、不足分については、平成28年2月15日に支出科目の更訂により是正した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 収入事務については、害虫駆除を使用許可業者が行っているものと誤認していたことなどによるものであり、不足分については、平成28年4月11日に収入済みとなっている。</p> <p>今後は、このようなことがないように、使用許可を受けている業者の実態把握などに努め、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 工事事務については、支承取替工の作業についての確認が不十分であり、チップングを二重積算したことによるものである。過大積算については、当該工種の減工設計の上、平成28年6月6日に変更契約を締結し、是正した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、積算基準書を熟読し、作業の適用範囲の再確認及び複数の職員による確認体</p>

			制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県西 土木事務所	平成28年1月 27日（平成27 年12月2日か ら同月4日ま で職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、無線テレメータ設備保守点検業務委託契約（契約額3,240,000円）の仕様書に、委託業務である定期点検に係る点検項目のうち2項目が記載されていなかった。</p> <p>また、仕様書に点検対象設備の数量を適切に反映していなかったため設計額の積算を誤り、設計額が21,600円不足のまま契約を締結していた。</p> <p>2 工事事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 道路補修工事の変更契約の締結に当たり、契約額の積算を誤ったため、変更後の契約額（33,264,000円）が96,120円過大であった。</p> <p>(2) 道路改良工事の変更契約の締結に当たり、契約額の積算を誤ったため、変更後の契約額（81,616,680円）が371,520円不足であった。</p> <p>3 財産管理事務において、足柄上合同庁舎敷地の使用許可に係る使用料の算定を誤って許可していた。これにより、平成27年度分使用料が156円過大であった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、対象設備と仕様書の点検項目及び数量の確認が不十分であったことによるものであり、平成28年2月16日に訂正した仕様書及び設計額により変更契約を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 工事事務については、いずれも変更契約に係る設計額の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、変更設計時においても設計積算のチェックリストを活用するなど、複数の職員による確認体制の強化を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>3 財産管理事務については、関係法令の理解不足により算定を誤ったものであり、過大徴収分については、平成28年4月26日に還付済みである。</p> <p>今後は、このようなことのないよう、算定根拠となる関係法令等の理解の向上に努めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県西 土木事務所小 田原土木セン ター	平成28年1月 27日（平成27 年12月7日か ら同月9日ま で職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、道路巡視・巡回及び道路維持補修作業委託契約（単価契約、概算総価額18,560,448円）の第1四半期及び第2四半期分代金に係る請求単価の取り違えを看過したた</p>	<p>不適切事項については、請求単価の確認が不十分であったこと、検査を実施する意義の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことのないよう、</p>

		め、支払額が1,222,922円過大であった。また、同委託契約において、受託者から作業報告書を毎月提出させていたにもかかわらず、検査を支払時期に合わせて四半期ごとに実施していた。	いよう、検査の意義について、理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--	---	---

(7) 企業局

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県企業庁藤沢水道営業所	平成28年1月22日(平成27年12月14日及び同月15日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、産業廃棄物運搬・処分業務委託(予定価格125,000円(税抜))及び保存文書の運搬・リサイクル処理業務委託(予定価格141,440円(税抜))の契約の締結に当たり、契約単価に消費税及び地方消費税の金額が含まれていないことを契約書に明記していなかった。	不適切事項については、契約関係規定の理解が不十分であったこと及び複数の職員による確認が徹底されていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約関係規定に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	平成28年1月27日(平成27年12月21日及び同月22日職員調査)	(不適切事項) 1 契約事務において、管内発電所施設巡回点検業務委託契約(契約額4,104,000円)に係る設計額の積算に当たり、有料道路利用料に係る消費税額を重複して積算したため、設計額が10,800円過大のまま契約を締結していた。 2 工事事務において、玄倉第一発電所に付帯されているインクライン設備の更新工事(契約額19,980,000円)の設計積算に当たり、既設コンクリートはつりの積算に際し積算基準等の単位を誤認し、誤った設計数量に基づき積算していたため、設計額が1,177,200円不足のまま入札事務を執行し契約を締結していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、設計単価の確認が不十分であったことから、消費税の積算を誤り、設計額が過大となったものである。 今後は、このようなことがないよう、設計書のチェックリストに項目を追加し、複数の職員による確認を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、設計数量の単位の確認が不十分であったことから、誤った数量となり設計額が不足となったものである。 今後は、このようなことがないよう、設計数量の単位の確認を徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。